



令和元年 (2019年) 12月 12日 (木)

No. 15072 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆AⅠにおける法的検討・AⅠ管理⑦・完

AIにおける発展が事業承継に関する現経営者の判断に与える影響 (1)

☆[春宵一刻] コーヒーノキとカフェイン (7)

AⅠにおける法的検討・AⅠ管理 ⑦・完

AIにおける発展が事業承継に関する 現経営者の判断に与える影響

日本経済大学経済学部 准教授

森田 理恵

1 はじめに

— 2019年度版中小企業白書から見える危機感
「令和時代の中小企業の活躍に向けて¹⁾」— 2019
年度版中小企業白書のタイトルである。2017年度版
「中小企業のライフサイクル 一次世代への承継」、
2018年度版「人手不足を乗り越える力 生産性向上

のかぎ」として、中小企業の世代交代について強い
危機感を示していたが、今年度は、依然として経営
者の高齢化が喫緊の課題であることを踏まえつつ、
特に、社会が大きく変化する中で、中小企業の経営
者が自己改革や周囲との関係性の再構築を求める内
容となっている。

21世紀は 知力・英知 の時代

創立 1922 年

特許業務法人 英知国際特許事務所

所長弁理士 岩崎 孝治

所長代理弁理士 七條 耕司

副所長弁理士 小橋 立昌

弁理士 鈴木 康裕

意匠部長弁理士 関口 剛

調査部長弁理士 郡山 順

弁理士 樋口 正樹

弁理士 紀田 馨

国際部長弁理士 田口 滋子

商標部長弁理士 岩崎 良子

商標部弁理士 井上 香織

特別顧問弁理士 細井 貞行

管理部長 菅野 公則

特別顧問 岡本 清秀

【東京本部】 〒112-0011 東京都文京区千石4-45-13 TEL: 03-3946-0531 (代)

【赤坂サテライト】 TEL: 03-6206-6479 【帯広支部】 TEL: 080-6516-4160

【仙台支部】 TEL: 022-266-5580 【山形支部】 TEL: 023-651-6102

【神奈川支部】 TEL: 045-532-3827 【浜松支部】 TEL: 080-2077-6544

【名古屋支部】 TEL: 090-4227-5957 【大阪支部】 TEL: 050-1074-7175

URL: <http://www.eichi-patent.jp>

また、中小企業庁は、2019年6月14日、中小企業基本法の公布・施行日である7月20日を「中小企業の日」と定めた。これは、「中小企業・小規模事業者の存在意義や魅力等に関する正しい理解を広く醸成する機会を国民運動として提供していくため、定められた期間において、官民で集中的に中小企業・小規模事業者に関連するイベントを開催する取組」である。今年度より、毎年7月の1ヶ月間を「中小企業魅力発信月間」として、精力的に、シンポジウム・セミナー・商工祭等のイベントを実施していく予定である。この取組の推進のため、「中小企業の日」の統一ロゴを発表し、関係団体・企業等が自由に使用できるようにした。

白書では、次のように分析する。中小企業は、全企業数の99%以上、全従業員数の70%以上を占めるだけでなく、日本経済を支える重要な役割を果たしている。近年の実質GDP成長率が好調に推移していることから、企業活動が活発化し、業況は数度の自然災害による落ち込みからも回復傾向にある。しかしながら、設備投資についてはなかなか回復しない。さらに、好況を受け、倒産件数は順調に減少してきているが、休廃業・解散件数については、年々増加傾向にある。これは、経営者の高齢化や後継者不足が原因であると分析される。

近年、中小企業の後継者の問題は喫緊の課題とされ、現経営者に対して様々な取組がなされてきたが、なかなか効果があらわれなかった。そのため、中小企業庁は、中小企業の現経営者が後継者問題を検討するだけでは解決が難しく、国民全体が、中小企業の重要性を改めて認識することによって解決することが必要であると考え、白書の方向性を転換したと思われる。日本経済の更なる発展のためには、官民一体となり、中小企業の国民経済に果たす重要な役割だけでなく、その魅力をも発信し、国民全体が中小企業の存在意義について考えられる土壌を作ることが必要である。

2 中小企業に対する政府の主な取組

近年、政府は、中小企業の後継者問題のための政策を矢継ぎ早に行ってきた。主なものとして、事業承継ガイドラインの改訂 (2016年12月5日)、「会社を未来につなげる10年先の会社を考えよう」の発行

(2017年3月27日)、「事業承継マニュアル」の発行 (2017年4月10日)、「事業承継5カ年計画」の発表 (2017年7月7日)を行ってきた。現経営者が、事業承継を考えようとしても、どこから手をつけたら良いのか、いつ頃から行動に移せば良いのかということがわからないままにタイミングを逸し、廃業に追い込まれる事例が多いということを踏まえ、マンガを用いるなどわかりやすく解説したマニュアルなど数種の冊子を発行し、現経営者の意識を事業承継に向け、具体的な行動ができるように案内する。さらに、現経営者にマンツーマンで寄り添い、適切な事業承継ができるように「よろず支援拠点」を全国に展開するなどサポート体制も整えてきた。また、事業承継税制の特例の創設 (2018年2月2日)し、事業承継時の相続税・贈与税を実質的に免除するなど思い切った政策を行っている。

さらに、2016年9月15日、「未来志向型の取引慣行に向けて」(世耕プラン)を発表し、取引条件改善の対策パッケージを具体的に進行してきた。下請事業者が親事業者の圧力に屈し不公正な取引をせざるを得ない状況を打破し、親事業者と下請事業者双方にとっての「適正取引」を実現し、「付加価値向上」につながる望ましい取引慣行等を普及・構築することによって、サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善を図ること等を目的とした取組である。さらに、この取組のさらなる浸透のために、2018年度には、取引適正化推進会議を開催し、下請Gメンのヒヤリングおよび各団体に自主行動計画のフォローアップ調査結果を公表・分析するとともに、下請中小企業振興法の運用基準を13年ぶりに改正するなどを行った。

しかしながら、中小企業の事業承継を妨げる障害として個人保証の問題がある。中小企業基盤整備機構の調査では、事業承継を断る人の6割は経営者保証があることを理由としている。また、金融庁の調査では、地方銀行の5割超が、個人保証に頼らない融資を行ったことが円滑な事業承継につながったと回答している。しかしながら、日商のアンケートでは、現在でも、9割弱の中小企業経営者が自社への融資に対し個人保証を行っていると回答しており、慣行として行われている現状がある。そこで、安倍晋三首相は、2019年5月31日の全国商工会連合会第